

○議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 12 月 2 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 8 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 84 号 動産の買入れについて
- 日程第 6 議案第 85 号 動産の買入れについて
- 日程第 7 議案第 86 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 87 号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 88 号 関ヶ原町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 89 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 90 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 91 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 92 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 93 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 94 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 95 号 関ヶ原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 96 号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 97 号 令和 7 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 19 議案第 98 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 20 議案第 99 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 議案第 100 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算

(第3号)

- 日程第22 議案第101号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第23 議案第102号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
日程第24 議案第103号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第25 議案第104号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第26 議案第105号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(8名)

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小畑政治君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	徳永英俊君	西消防署長	桐山潤君
古戦場活用推進課長	安部樹君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書記	西尾英典
書記	西村里美		

開会・開議の宣告

- 議長（松井正樹君） ただいまより令和7年第5回関ヶ原町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの16日間と決定しました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員より、令和7年8月分から10月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第4 報告第8号について（提案説明・質疑）

- 議長（松井正樹君） 日程第4、報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
西脇町長。
○町長（西脇康世君） 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。
去る令和7年8月21日、西保育園付近において駐車する際、道路と駐車場の間にある側溝グレーチング蓋が浮き上がり、車両が損傷する事案が発生いたしました。このたび示談が成立し

額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年9月25日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第8号の報告を終わります。

日程第5 議案第84号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第84号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第84号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和7年12月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、JR関ヶ原駅前大型LEDビジョン購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、819万5,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県大垣市船町5丁目23番地、株式会社中日AVシステム、代表取締役社長 神谷正史。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第84号について御説明申し上げます。

JR関ヶ原駅前に設置する大型LEDビジョンの購入に当たり、去る11月21日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、株式会社中日AVシステムが落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては古戦場活用推進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

今回購入させていただきますのは、JR関ヶ原駅前大型LEDビジョンでございます。9月議会においても御説明をさせていただきましたが、記念館から町内へのさらなる周遊を促すためには、町内の観光資源について来訪者への視覚、聴覚に訴える仕掛けが必要であることを踏まえ、駅前に大型LEDビジョンを設置いたします。

議案資料の2ページを御覧ください。

先月の11月21日に指名競争入札を行いました。4者の指名を行い、株式会社中日AVシステムが消費税を含む契約金額819万5,000円で落札しました。本契約を締結したいので、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 表示時間帯は何時から何時までということをお伺いしたいのと、予算のときにもお願いしておりました時刻の表示についてはその後検討をしていただけたでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず表示の時間帯でございますけれども、まずもって検討中ではございますが、電車の動いていない時間まで例えばやるのかとか、その辺りも含めてちょっとまだ検討しているところもございますので、そこは決まり次第、またお話しできればと思っております。

また、時刻の表示につきましても、それはできるかなというところは思いますが、改めて実際にこれから細部の詰めといたしますか、その辺をちょっと落札業者としてまいりますので、そこもちょっとまた追ってお伝えできればいいかなというふうに考えております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第85号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第85号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和7年12月2日、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、子育て支援拠点施設什器備品購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、2,013万円。
4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2682番地の186、ムサシヤ、青木康生。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第85号について御説明申し上げます。

現在建設を進めております子育て支援拠点施設の来年度の開園に向けた施設内の什器備品の購入に当たり、去る11月21日に指名競争入札を執行したところでございます。その結果、ムサシヤが落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第85号 動産の買入れについて御説明を申し上げます。

今回購入をさせていただきますのは、来年度開所の関ヶ原町子育て支援拠点施設のこども園棟においては、保育室、職員室、相談室等、子育て支援センター棟においては、事務室、相談室、子育てコミュニティー等に配置をいたします机、椅子及びいろいろな備品等々についてでございます。

それでは、議案資料の3ページと4ページをお願いいたします。

4ページの入札執行一覧表でございしますが、去る令和7年11月21日に4者による指名競争入札を執行し、ムサシヤが消費税を含め2,013万円で落札をいたしましたので、3ページのとおり物品購入仮契約書を締結させていただいております。

今回の関ヶ原町子育て支援拠点施設の什器備品購入につきましては、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本議会において提出をさせていただいているところでございます。

納期につきましては、令和8年5月15日とさせていただいており、開所に向けて準備を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 今、主な什器と物品名を机、椅子と言われましたけど、予算は4,950万円とあります。あと、分割して入札されるんだと思うんですけど、あとどういうものが残っているかというのと、それから5月ということで、継続費ですので5月の工期はいいと思うんですけど、そこら辺のこともちょっとお願いします。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

今回は、什器備品ということで入札を執行させていただいております。その他の備品は、今後また入札の予定がございますが、主なものといたしましては、家電備品、給食室の備品、また保育に関わる備品、また図書の備品も今後入札の予定をしております。

先ほども御質問にありましたが、5月15日までということで継続費の設定をさせていただいている中での契約ということでございます。施設のほうは4月の中旬が工期ということになってございますので、施設の整備も含めて備品の購入のほうの準備も、それぞれほかの今後の入札も含めて準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第86号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第86号について御説明申し上げます。

電気通信事業法の一部改正に伴い、移動端末設備の規定に置かれていた第12条の2第4項において号が繰り下げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第87号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第87号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第87号について御説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第87号につきまして詳細説明をさせていただきます。

先ほど提案説明にもございましたが、公職選挙法施行令の一部改正が本年6月に施行され、最近における物価高騰、物価の変動を鑑み、国政選挙における選挙公営の単価が引き上げられたことを受けまして、本条例についても公費負担限度額の改正を行うものでございます。

それでは、議案資料の6ページからよろしくお願いいたします。

まず、第8条の関係でございます。

こちらにつきましては、選挙運動用ビラの作成関係でございます。

1枚当たりの制作単価につきまして、上限7円73銭であったものが65銭引き上げられまして8円38銭へ改正するものでございます。

次に、11条の関係でございます。

こちらにつきましては、選挙運動用ポスターの作成関係でございます。

こちらにつきましても、1枚当たり541円31銭であったものが45円57銭引き上げられ586円88

銭へ改正をさせていただくものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日につきましては公布の日から施行するものとして、適用区分におきまして、公布の日以後その期日、いわゆる告示をされる選挙から適用するということとしております。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第88号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第88号 関ヶ原町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第88号について御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、昨今の物価変動や選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙等に係る費用弁償額において見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第88号につきまして詳細説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙の投開票等に関わる職務の報酬額につきまして、最近における物価の変動、また選挙等の執行状況を踏まえまして、国の改正に準拠する形で今回改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案資料の8ページをよろしくお願いたします。

こちらは2条関係の別表でございます。

別表中の投票所の投票管理者におきましては、1選挙につき現在9,000円でございますが、国に準拠する形で1万4,500円へ引上げをするものです。

また、同じく投票所の投票立会人につきましても、1選挙当たりについて現在9,000円でございますが1万2,400円へ引き上げる改正となっております。

今回のこの例えば投票管理者及び投票立会人の報酬額につきましては、平成10年の改正以来、約27年ぶりの改正ということとなっているところでございます。ほか開票管理者、開票立会人、選挙長、また選挙立会人の報酬につきましても、それぞれ同様に国に準拠し改正をするものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 物価の高騰等により引上げということなんですけど、選挙長だけ減額されているというのは何か理由があるんですか。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 確かにこれ選挙長につきましては、1万4,000円から1万2,200円ということで約1,800円減額となっております。

今回の改正につきましては、基本的に国の報酬額、定められた報酬額を準拠しておりますので若干減額にはなっておりますけれども、合わせた形で改正をするということを基本としておりますので御理解をいただきたいということで、よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

予定の時間が参りました。これより関ヶ原小学校の諸君が退室されます。皆さん、御苦労さまでございました。

我々は暫時休憩いたします。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時34分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第89号及び日程第11 議案第90号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第89号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第90号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第89号及び議案第90号につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

令和7年度の人事院勧告を準拠し、それぞれ期末手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第89号及び議案第90号につきまして、関連がございますので一括して詳細説明をさせていただきます。

まず、議案資料の9ページをよろしくお願いたします。

こちらにつきましては、次ページの10ページ及び11ページの改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、人事院勧告を踏まえまして、民間の支給割合に見合うよう期末手当を年間0.05月引き上げる改正でございます。改正後におきまして、6月期の2.3月は変わりませんが、12月期におきまして2.3月から2.35月へ0.05月引き上げ、6月期と合わせ年間4.6月から4.65月に改正をするものでございます。

なお、施行につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日からとし、令和7年4月1日から適用するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第89号及び議案第90号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第91号及び日程第13 議案第92号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第91号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第92号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第91号及び議案第92号は、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

令和7年度の人事院勧告を準拠し、一般職員の給料表の改正及び期末・勤勉手当、通勤手当等の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第91号及び議案第92号につきましては、関連がございますので一括して御説明をさせていただきます。

まず、関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の12ページをよろしくお願いたします。

こちらは議案資料の13ページから31ページまでの改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

今回の改正は、提案説明にもございましたが、人事院勧告を踏まえた改正で、給料表の改定と期末・勤勉手当、また通勤手当等の改正でございます。

まず給料表の改定でございますが、こちらは民間との格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるものとなっております。初任給におきましては、大卒程度を1万2,000円、高卒程度を1万2,300円それぞれ引き上げ、給料月額につきましては、平均3.62%を引き上げるという人事院勧告を踏まえて給料表を改正するもので、令和7年4月1日遡及適用をするものでございます。

次に、期末・勤勉手当の関係でございますが、こちらにつきましては、民間の支給状況に見合うよう年間0.05月引き上げ、期末手当、勤勉手当に配分し、年間4.65月とするものでございます。

(2)の表中の一般職員で御説明をさせていただきます。

括弧内が改正前でございます。

現行の期末手当の12月期、1.25月でございますが、こちらを1.275月へ改正、また勤勉手当の12月期の1.05月を1.075月へ改正をし、年間で4.6月から4.65月へ改正をするものでございます。なお、特定幹部職員も同様に、年間4.65月分と改正するものでございます。

なお、定年前再任用職員につきましても、年間0.05月分を引き上げる同様の改正となっております。

次に、通勤手当の関係でございます。

こちら民間の支給状況に見合うよう、自動車等の使用距離が10キロ以上メートルの区分におきまして、それぞれ200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

なお、施行日につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日からとし、令和7年4月1日からの適用とするものでございます。

続きまして、議案第92号の関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の32ページから33ページでよろしくお願いをいたします。

先ほど御説明をさせていただきました職員の期末・勤勉手当の支給割合の改正に伴いまして、職員の給与に関する条例の第17条の2第2項の期末手当及び同第17条の5第2項の勤勉手当の支給割合の改定に伴いまして、本条例の第15条第1項及び第15条の2第1項、また第24条第1項及び第24条の2第1項中に引用をされている読替規定について改正をさせていただくものでございます。「100分の125」を「100分の127.5」へ改正、また「100分の105」を「100分の107.5」へ、それぞれ改正をするものでございます。

附則におきまして、本条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日からの施行とし、令和7年12月1日からの適用とするものでございます。

簡単ではございますが、以上で詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第91号及び議案第92号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第93号及び日程第15 議案第94号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第93号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第94号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第93号及び議案第94号は、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第93号と議案第94号につきましては、関連がございますので一括して御説明をさせていただきます。

初めに、議案第93号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書は29ページ、30ページでございます。

今般の条例改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、地域限定保育士制度の一般制度化、虐待対応の強化及び利用乳幼児の健康診断を行わないことができる場合の追加、その他所要の改正を行うものでございます。なお、町内に該当施設はございません。

議案資料の34ページをお願いいたします。

新旧対照表の第13条、虐待等の禁止でございますが、児童福祉法の改正に伴い、法第33条の10各号を法第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

第18条第2項、利用乳幼児及び職員の健康診断でございますが、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合として、改正前は児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみでございましたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものでございます。

35ページの第24条、家庭的保育者の職員でございますが、待機児童や保育士不足の解消を目的とする特定の地域に限定して3年間保育士として働くことが可能となる地域限定保育士を職員とすることができる規定の追加でございます。

第30条、小規模保育事業所A型の職員、第32条の小規模保育事業所B型の職員、36ページの第45条、保育所型事業所内保育事業所の職員、また第48条、事業所内保育事業の職員、次の37ページの附則の小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員に係る特例につきましても同様の改正でございます。

議案書の30ページに戻っていただきまして、附則でございますが、施行日を公布の日からとさせていただきます。

次に、議案第94号の関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書は31ページと32ページでございます。

こちらも児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、こちらも虐待等の禁止行為に関し、認定こども園及び幼稚園における入園児虐待の防止に係る規定を定めるものでございます。

議案資料の39ページをお願いいたします。

新旧対照表の第25条でございます。

虐待等の禁止について、児童福祉法第33条10各号を第33条の10第1項各号に改め、改正前の

被措置児童等虐待に当たる行為のほか、幼保連携型認定こども園及び幼稚園についても虐待防止を規定するものでございます。

議案書の32ページに戻っていただきまして、附則でございますが、施行日を公布の日からとさせていただきます。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第93号及び議案第94号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第95号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第95号 関ヶ原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については、朗読を省略し提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号について御説明申し上げます。

児童福祉法の改正により、市町村において乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で定めなければならないとされたことを受け、新たに条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第95号 関ヶ原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書は33ページから41ページでございます。

本条例の制定につきましては、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた少子化対策の実行のため児童福祉法が改正され、市町村は乳幼児等通園支援事業の設備及び運営について条例で定めなければならないとされております。乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は令和8年度から全国の自治体で実施することとなっており、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の施行に伴い、関ヶ原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化する観点から、乳児等通園支援事業、先ほどから

何度も言っておりますが、こども誰でも通園制度が創設されたものでございます。

こども誰でも通園制度は、満3歳児未満で保育所等に通っていない子どもとその保護者を対象とし、事業の内容としては、子どもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものとされております。

それでは、条例本文の御説明をさせていただきます。

34ページをお願いいたします。

第1章、総則としまして、第1条、趣旨から、ちょっと飛びまして、37ページの第20条中ほどまでです。苦情への対応までは、本条例制定の趣旨、基本理念及び一般原則、本制度を利用する上での統一基準を規定してございます。

第2章、乳児等通園支援事業の第1節、通則として、第21条、乳児等通園支援事業の区分において、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とし、第3項において、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、利用定員に空きがある保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所が行う乳児等通園支援事業。戻りまして、第2項において、一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって第3項に該当しないものをいうと規定をしてございます。

第2節の一般型乳児等通園支援事業では、第22条、設備の基準から39ページの第23条、職員、次のページの40ページの第24条、乳児等通園支援の内容、第25条、保護者との連絡をそれぞれ規定してございます。

第3節の余裕活用型乳児等通園支援事業では、第26条、設備及び職員の基準として、第1号の保育所以下各号に該当する施設または事業所の区分に応じて規定してございます。第27条は、準用について規定してございます。

第3章の雑則として、第28条、電磁的記録は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち書面等で行うこととされているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定してございます。

41ページの附則でございますが、施行日を公布の日からとさせていただいております。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 国の誰でも通園制度がこうなったんだというふうに思うんですが、よ

く分からないんですよ。

現在、一時預かり事業をやられていると思うんですけど、それとの違いは何かというものと、一時預かりはどれぐらい利用されているか伺いたいのと、一時預かりをやっている中での保育士の体制は十分なのかということ、取りあえず一時預かりの実態を知りたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

すみません、分かりにくい説明で失礼しました。

まず一時預かりというのは、関ヶ原町では幼稚園型と一般型という2つがございます。幼稚園型というのは、今現在保育所に通ってみえて1号認定、3歳以上の子ども、親さんが働いてみえないけど預けてみえる方が対象の幼稚園型というのと、一般型、町内に住所を有する方で保育園に在籍していない1歳以上の未就園児のことでございます。こども誰でも通園制度のほうは、基本的に保育園、保育所に通ってみえない6か月以上で3歳未満の方で、年齢がちょっと若干違うところがございます。

それと、お預かりするということについては、あまり実態は変わらないのかなとは思いますが、料金的なことも若干違いますし、お預かりできる日数等も変わってまいります。現在の一時預かりのほうでは、同じような条件、要はこども誰でも通園制度の3歳未満ということで考えると一般型というほうに該当するのかなと思うんですが、保育所に在籍していない子と、1歳以上の子なんです、そちらの方ですと、3歳未満ですと月に5日間を限度とするという形、時間は8時30分から16時30分まで大体1日お預かりできますよと、5日間を限度として1時間当たり今現在は220円でお預かりさせていただいていると。

こども誰でも通園制度のほうは、まだ詳細のほうにつきましては町の要綱のほうを今後定めていく予定でございますが、国の基準でのお話をさせていただきますと、月に10時間まで、1時間300円、そちらが補助対象の金額になってまいりますので、町のほうも実施するとなればその金額でさせていただくことになろうかと思えます。それ以上安くしたり時間を延ばすという、補助対象外の町の持ち出し分となってまいりますので、その辺は要綱のほうでしっかりと定めさせていただきたいと思っております。

というところで、お預かりできる日数、時間、料金というのが若干違ってまいりますので、その辺は保護者の方でどちらのほうがいいのかなということをお検討いただいて、今後、その制度を御活用いただければいいのかなと思えます。

次に、一時預かりの状況です。

昨年度は、実際一時預かりはございませんでした。今年度は、お一人の方が毎月毎週、大体月に4回なり5回なり、週1回曜日を定められている形で御利用をいただいているということでございます。

最後に、保育士のほうの体制でございますが、今の一時預かりのほうは西保育園のほうで対応させていただいておりますので、その曜日、毎週大体限定されてまいりますので、その曜日は一時預かりのほうにその保育士を1人充ててということですがけれども、あんまりこの辺も人数が増えてまいりますと対応、体制が厳しいのかなというところはございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） すみません、中身全然分からないんですけど、分からないというよりか、今回この条例を制定されたということで、なければならぬということで、この内容、例えば施設とか職員に関してのこの条例に関して全部網羅されているというか、うちは適用されているかどうかだけ教えてください。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

まず、分かりにくいんですが、21条のところ、要はこのこども誰でも通園制度が2種類ありますよというところがございます。一般型乳児等通園支援事業及び余裕型というのがあります。一般型というのは、主に今後、例えば事業所さんが新たに関ヶ原町内でそれ専用に使っていききたいなという、専用の部分をつくってやっていききたいなというところで、22条以降の設備の基準、2階、3階、4階建ての場合とか、そういう基準を定めています。

現在、町のほうで今後進めていこう、町のほうでやっていこうと検討してございますのが、余裕活用型というものです。余裕活用型というのは、今の保育園、来年度以降でございまして、保育園の中で定員がそれぞれございます。その定員にお預かりしている園児さんが満たない場合、余裕がある場合は、その定員までの範囲内というふうな形が余裕活用型ということでございますので、十分満たしているかという、町としては、この基準をつくったことによって一般型のほうは事業所さん、例えば事業所さん向けの希望があれば町が認可をしてできるようなこの条例をつくった。その部分についても、また要綱も定めなくちゃいけない部分もあるんですが、町のほうは余裕活用型というほうでやっていけたらなあとは思っているところで、その辺も整っているか、施設的には整う、今やらせていただいているので整いますし、先ほども5番議員の質問にもございましたが、保育士の体制はどうかというところは、その部分も含めての職員配置を検討していかなくちゃいけない部分なのかなというところでございます。よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 先ほどから難しいとか分からんとかいう言葉が盛んに飛び交っておりま

すけど、これはあくまでも子育て支援ということで、支援制度というのを条例で制定するというのでございます。このレベルでなかなか分からんやつを住民の方にお話ししても、このままで、全くどの支援事業を受ければいいのかというのは。だから、その辺もう少しかみ砕いて分かりやすく、住民の方に分かるような方法で周知をお願いしたいと、お願いします。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） ありがとうございます。

今後、先ほどから申し上げていますように、今回は条例の制定ということで順次要綱等を定めていく中で、どのようなお預かりというか時間、料金等々のことも決めさせていただいて、来年度、来年年明けてからで、4月からのスタートということでございますので、年度内には住民の方にこういう制度がございますよという周知のほうをしていかなくちやいけないと思っておりますので、年明けて2月ぐらいからは、少なくとも住民の方にホームページ、また広報紙、あと子育てコミュニティー等々での周知のほうをしていかなくちやいけないなあと思っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、一時預かりの件ですけれども、今後子育て支援が供用開始されればこの辺はやっぱり増えるというか、その辺の予想はどうなんでしょうか、お聞きしたいんですけど。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

一時預かりのほうも、今度は新しいこども園のほうにつきましては、専用の部屋を一時預かりの部屋を設けてございますので、その辺も含めて利用者が増えてくることは想定されておりますが、このこども誰でも通園制度も始まりますので、その辺どちらを選択されるかによって一時預かりのほうも利用状況も変わってくるのかなと思いますので、先ほどから申し上げていますように、保護者さんの御利用のしやすいほうですね、その辺を選択していただいて、またどちらがいいのかというのは分かりやすく説明をしないと分からないよという御意見もございまして、その辺は文面だけでは分かりにくい部分もございましたら、住民課のほうにお問合せ等々もいただいて、その辺は丁寧に御説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第17 議案第96号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第96号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第96号について御説明申し上げます。

消防庁通知による不破消防組合の火災予防条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第96号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

議案書につきましては43ページ、それで議案資料の40ページのほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、本年2月26日に発生し鎮火までかなり時間のかかりました大船渡市の山林火災を受け、新たに林野火災に関する注意報を市町村長が発することができることになったことに伴い、語句を追加させていただくものでございます。

40ページのほうを見ていただきまして、14条、また2項につきましてはでございますが、語句の追加、それからこの両条を合わせて、強風注意報、乾燥注意報につきましては気象庁が発表し、火災警報と今回追加する林野火災に関する注意報につきましては市町村長が発令するものですので、発表と発令という語句の使い分けを新たに行う内容となっております。

なお、議案書にありますとおり、附則によりまして、本条例は令和8年1月1日より施行することといたしております。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第97号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第97号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第97号について御説明申し上げます。

社会福祉協議会職員給与等負担金の減額のため、介護サービス事業特別会計への繰入金の額を1億1,900万円から1億1,558万3,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議案第98号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第98号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第98号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、下明谷橋補修設計業務委託料551万円や利用者増加等に伴う施設型給付費の不足分420万5,000円、今須宿問屋場の耐震調査・耐震診断業務の委託料169万6,000円、また人事院勧告等に伴う人件費など総額4,123万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億6,987万2,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第7号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては他会計も含め省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

それでは、議案第98号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明をさせていただきますので、議案書54ページからよろしくお願いいたします。

総務課の関係でございます。

総務費、総務管理費の財産管理費でございます。

こちらの負担金補助及び交付金の特定個人情報の提供の求め等に係る事務委任交付金、こちらから279万1,000円でございますが、こちらは特定個人情報の利用に当たりまして、各市町が互いに情報連携をするための中間サーバー・プラットフォームの機器更新費用の負担分として追加が求められているものでございまして、このたび額が確定いたしましたので補正をさせていただきます。

なお、財源につきましては、国の補助10分の10でございます。よろしくお願いをいたします。

○企画政策課長（高木久之郎君） 55ページをお願いします。

企画費、委託料9万9,000円、空き家調査委託料、空き家バンクに登録する際、宅建協会に調査を委託する業務ですが、委託料に不足が生じるためでございます。

諸費、燃料費50万円、修繕料20万円につきましては、ふれあいバス燃料費及び修繕費の不足見込み分でございます。

自主運行バス運行費補助金16万6,000円は、補助金額確定に伴う補正をお願いするものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 56ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、町社会福祉協議会補助金537万6,000円でございますが、社会福祉協議会職員の給与改定分及び社協の人事異動に伴う法人運営事業の人件費分でございます。

繰出金592万1,000円の減でございますが、介護サービス事業特別会計繰出金341万7,000円、国民健康保険特別会計への繰出金250万4,000円のそれぞれの減でございます。

国民年金事務費の委託料19万8,000円でございますが、令和7年度税制改正に対応するための総合行政情報システムの改修で、国庫10分の10でございます。

介護保険事業費の繰出金101万4,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。

57ページをお願いいたします。

児童福祉費、児童福祉総務費の扶助費420万5,000円でございますが、施設型給付費の途中入園等による給付費の不足見込み分でございます。

償還金利子及び割引料13万3,000円でございますが、令和6年度子育てのための施設等利用給付及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の事業費確定に伴う返還金でございます。

児童措置費の償還金利子及び割引料1万3,000円でございますが、こちらも令和6年度の児童手当負担金の確定に伴う返還金でございます。よろしくお願いをいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 恐れ入ります。

同じく58ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、償還金利子及び割引料の母子保健

衛生費負担金返還金でございますが、こちらも令和6年度に交付された事業費確定、出産・子育て応援交付金事業によります国庫補助金について実績により返還となるものでございます。

○水道環境課長（坂東 崇君） 同じく議案書の58ページ、衛生費、清掃費、清掃総務費、負担金補助及び交付金の3万円につきましては、新たに2件申請がございます電気式生ごみ処理機の補助金を追加させていただくものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 59ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費でございます。

農地費の工事請負費の500万円につきましては、現在施工中の白別当3号ため池機能廃止工事におきまして、現地の土質が想定以上に柔らかかったため、固化剤の量の増加など変更増が生じる見込みでございますので、不足見込額を増加するものです。

なお、財源につきましては、県補助金を同額増額するものでございます。

負担金補助及び交付金の23万7,000円の増につきましては、農業集落排水事業会計に対する補助金でございます。

60ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料の551万円につきましては、町道の橋梁補修設計業務委託料でございまして、下明谷地内におきまして地元より橋梁に不具合があるとの報告があり現地を見ましたところ、県とも協議をした結果、今年度の詳細設計が補助対象となりましたので、追加をさせていただくものでございます。

61ページをお願いいたします。

河川費の河川維持費の工事請負費の250万円の増につきましては、現在施工中の下明谷川護岸補修工事の上流部で洗掘を受けた箇所が新たに見つかりました。この際、この工事と同時に施工することといたしましたので、追加をさせていただくものでございます。

土木費、都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金の35万8,000円は、公共下水道事業会計の補助金でございます。

○教育課長（徳永英俊君） 議案書の62ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費の社会教育総務費、職員手当等の時間外勤務手当16万4,000円は、先月に開催されました岐阜県青少年健全育成県民大会におきまして、今年度が関ヶ原町での開催ということで、急遽県より町職員に対しスタッフとしての出役依頼があり、教育課職員全員が休日に勤務する必要になったこと、また関ヶ原史跡ガイド養成講座につきまして、昨年度まで月1回の年8回、平日の金曜日に開催していましたが、将来を見据え40代や50代の現役世代が受講しやすくなるよう見直しを行い、急遽、土・日及び祭日の開催へと変更したことなどによりまして、今後の事業予定も含め時間外勤務手当の予算について精査をさせていただき、不足見込額15万円と給与改定分1万4,000円を合わせた合計16万4,000円を今回増額補正させていただ

きます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） すみません、ちょっと議案書戻って恐縮です。

59ページの商工費を御覧ください。

59ページの商工費の観光費、3番の観光費でございます。

こちら、職員手当等16万5,000円について御説明申し上げます。

今年度は、ポケットパークマルシェ、笹尾山周辺整備基本設計、問屋場保存活用関係などといった新規業務への対応に伴う時間外勤務手当の執行増となっております。そして、今年度末にかけて、通常業務に加えて笹尾山周辺整備基本設計の策定、問屋場保存活用ビジョン取りまとめ等々ございますので、時間外勤務手当の増額を計上するものでございます。

すみません、行ったり来たりであれなんですけど、もう一度62ページのほうを御覧ください。

62ページの教育費の社会教育費、社会教育総務費の委託料でございます。

まず今須宿問屋場調査測量業務委託料の減額でございますけれども、今須宿問屋場の前所有者及び司法書士との協議の結果、測量を実施せずとも所有権移転に係る手続に支障がないことが確認されたため、今須宿問屋場調査測量業務委託料59万4,000円全額を減額するものでございます。

次に、今須宿問屋場樹木剪定・伐採業務委託料についてです。

こちら問屋場の前所有者から町への所有権移転完了を踏まえ、適切な維持管理に向け、町として敷地内の庭木の剪定、竹木の伐採を実施したところでございます。

こうした中、敷地内の北側でございます大木、ケヤキの維持管理について樹木医へ相談したところ、ケヤキは問屋場が建てられた1828年以前から生育していたと考えられる貴重なものがありますが、このまま放置すれば国道への影響を及ぼすため、早急な対応が必要であるとの助言をいただきました。したがって、ケヤキの枝葉の剪定、また樹木の剪定に当たって隣接する枝木が支障となるため、伐採することに伴う委託料57万6,000円の増額を計上するものでございます。

続きまして、今須宿問屋場耐震調査・耐震診断業務委託料についてでございます。

こちら今須宿の問屋場は令和9年度中の開館を目指しているところですが、不特定多数の来訪者の安全性確保の観点から、同年度中に耐震改修工事を終える予定でございます。その他スケジュールを逆算していきますと、令和8年度に耐震改修設計を終える必要があり、設計に入る前には事前に耐震性の有無を調査する必要があります。

また、問屋場の現状確認による課題と対策の洗い出しがあればこそ、今年度に策定する予定である問屋場保存活用ビジョンがより実効性の高いものになること、町が維持管理施設であることから、改めまして早急の安全性確保に向けた取組が必要と考えております。したがって、問屋場耐震調査・耐震診断業務委託に伴う委託料169万6,000円の増額を計上するものでござい

ます。

○地域振興課長（関東正晃君） 同じく社会教育費、歴史民俗学習館費、委託料66万円につきましては、以前より訴訟案件になっております関ヶ原検定事案に係る弁護士委託料でございます。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、教育費、保健体育費、保健体育総務費の職員手当等、時間外勤務手当22万4,000円は、ねんりんピック岐阜2025の開催に伴い、急遽休日の開会式への出席や啓発イベントなどの参加、また開催までの打合せ会議等によりまして、職員が時間外に勤務を要する必要が増えたこと、また体育大会の追加種目を急遽増やしたことにより休日勤務が増えたことなどによりまして、今後の事業予定も含め社会教育費同様、予算について精査させていただき、不足見込額20万円と給与改定分2万4,000円を合わせた合計22万4,000円を増額補正させていただきます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

52ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、施設型保育給付負担金229万2,000円は、施設型給付費に係る国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金279万1,000円につきましては、特定個人情報の提供の求めに係る事務委託交付金に係る事務費の国庫補助金でございます。

保健衛生費補助金、産後ケア事業費補助金14万4,000円は、補助金採択によるものでございます。

土木費補助金、社会資本整備総合交付金マイナス180万円は、交付額確定による減額でございます。

委託金、国民年金事務取扱委託金19万8,000円は、国民年金システム改修に対する委託金でございます。

県支出金、県負担金、施設型保育給付負担金82万4,000円は、施設型保育給付費に係る負担金でございます。

53ページをお願いいたします。

県補助金、民生費県補助金、施設型保育給付補助金14万4,000円につきましては、1号認定に係る施設給付費等による県補助金でございます。

保健衛生費補助金、産後ケア事業費補助金7万2,000円は、補助金採択によるものでございます。

農業費補助金、団体営ため池機能廃止等事業費補助金500万円は、同事業への10分の10の補助でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金2,177万4,000円を充当させていただきます。

町債につきましてですが、土木費、橋梁事業費、橋梁補修事業につきましては、事業料増による過疎債の増額。消雪装置設置事業につきましては、補助金額減額による過疎債の増額。河川債、河川施設改良事業につきましては、事業料増による過疎債の増額。併せて49ページの第2表、地方債、限度額の変更をさせていただくものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 62ページの今須宿問屋場耐震に係る予算ですけれども、今後多額の予算、事業費が必要となっていくと思うんですが、こういうのに対する国の補助というのはどんな感じなんでしょうか。ないんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

先ほどの財源という形で国の交付金等というお話でございましたが、実際国の交付金等は、今ちょっと相談のほうも、実務的には相談はかけておりますので、そういった財源が確保できるようにという形で今、鋭意作業を進めているところでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

なしですね。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第99号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第99号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第99号について御説明申し上げます。

人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の減額及び令和6年度の事業費確定に伴う返還金15万7,000円、合わせて213万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,033万円とする令和7年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第100号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第100号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第100号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う人件費の不足分見込み70万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,232万9,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第101号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第22、議案第101号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第101号について御説明を申し上げます。

人事院勧告に伴う人件費の不足見込み及び令和7年度税制改正に対応するための総合行政情報システムの改修業務委託料79万2,000円、合わせて171万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,051万7,000円とする令和7年度介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第102号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第23、議案第102号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第102号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う人件費の不足見込み分及び看多機利用者用入浴施設の給湯器の故障に伴う修繕費等を追加するとともに、社協職員の人事異動に伴う給与等負担額の減額、合わせて18万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,528万円とする令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第102号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の85ページをお願いいたします。

歳出より御説明させていただきます。

歳出の人件費関係につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による職員人件費の不足見込額として272万円を増額補正させていただくものになりますが、各事業の人件費につきましては、詳細説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議案の中段になりますサービス事業費、居宅サービス事業費、ヘルパーステーション事業費の負担金補助及び交付金19万円につきましては、社協職員給与等負担金として、社協給与表の改定により不足見込額として増額させていただきます。

議案の86ページをお願いいたします。

同じくサービス事業費、居宅サービス事業費、看護小規模多機能型居宅介護事業費の旅費1万6,000円と負担金補助及び交付金の6万6,000円につきましては、介護職員1名の喀たん吸引等の研修に係る普通旅費及び研修負担金を補正させていただくものです。

また、需用費の修繕料32万5,000円につきましては、関ヶ原診療所屋上に設置してある給湯器2台のうち1台が故障したため、機器の交換費用として補正させていただくものです。主に

看多機の特種浴槽等大量の給湯を必要とする際、1台の能力では追いつかず時間を要するため、早期に対応いたしたくお願いするものでございます。

次に、下段の居宅支援サービス等事業費、居宅介護支援事業費、負担金補助及び交付金の360万7,000円の減額につきましては、社協職員給与等負担金で、内訳として在宅支援センター職員1名の人事異動に伴う負担金439万円の減額に他の職員4名の給与改定に伴う不足見込額として79万1,000円を加えた額としております。

次に、同じく介護予防支援事業費、委託料11万円の増額補正は、他事業所による介護予防サービス計画作成委託件数が当初予算より増加が見込まれるため、不足見込み分として補正させていただきます。

議案書の84ページをお願いいたします。

歳入の財源につきましては、サービス収入、予防給付費収入、居宅支援サービス計画費収入として11万円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金は341万7,000円を減額させていただきます。

また、繰越金、前年度繰越金として312万7,000円を充当させていただきます。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第103号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第24、議案第103号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第103号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費の不足見込み分46万2,000円及び通常修繕費の不足見込み200万円を追加する令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

議案第103号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明

をさせていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費におきまして、給排水設備の修理や漏水修理を行うための通常修繕費が不足する見込みとなりましたので、200万円を補正させていただきます。

また、総係費の46万2,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正分でございます。

続きまして、87ページのほうをお願いいたします。

第3条の議会の議決を経なければ流用できない経費について、総係費において職員給与費を46万1,000円増額したことに伴い、「1,573万9,000円」を「1,620万円」に改めさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第25、議案第104号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第104号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費の不足見込み分35万8,000円を追加する令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第26、議案第105号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費の不足見込み分23万7,000円を追加する令和7年度農業集落排水事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3日から16日までの14日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日3日から16日までの14日間は休会とすることに決しました。

来る12月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは10日水曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時51分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子